

扶養手当支給規則

平成27年 3月30日規則第46号

第1条 職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）第12条の規定による扶養手当の支給については、別に定めるもののほか、大阪市の例による。

第2条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 2 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年条例第30号）第4条の規定により支給される扶養手当については、この規則の適用を受ける職員の例による。
- 3 大阪市の職員であったものであって、引き続き職員となったものについては、大阪市扶養手当支給規則（昭和47年大阪市規則第16号）の規定に基づきなされた、届け出、認定等その他の行為は、この規則の規定によりなされたものとみなす。